



2026年3月6日

各 位

会 社 名 清水建設株式会社
代 表 者 取締役社長 新村 達也
(コード:1803 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 総務部長 原田 和貴
TEL 03-3561-1111 (大代表)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は「論語と算盤」の社是の下、経営理念を「真摯な姿勢と絶えざる革新志向により 社会の期待を超える価値を創造し 持続可能な未来づくりに貢献する」としており、自社のみならず、社会・環境の持続可能性（サステナビリティ）を強く意識した事業活動を行っています。

そして、持続可能な社会の実現に貢献するため、長期ビジョン「SHIMZ VISION 2030」において、建設事業の枠を超えた不断の自己変革と挑戦、多様なパートナーとの共創を通じて、時代を先取りし新たな価値を創造（スマートイノベーション）することを掲げ、革新と挑戦を続けています。

2024年度に策定・公表した「中期経営計画〈2024-2026〉」においては、「持続的成長に向けた経営基盤の強化」を基本方針に掲げ、「事業戦略」「グローバル展開」の着実な実行と、「資本政策・成長投資」の積極的な推進により、社会の期待を超える価値の提供並びに中長期的な企業価値の向上を目指しています。

資本政策においては、「2027年3月末までに政策保有株式の残高を連結純資産の10%以下とする」縮減目標を設定し、保有先との対話を進めるなど「資本コストや株価を意識した経営」の取り組みを加速させています。そのような取り組みの中で、個人投資家層の拡大を目指し、本売出しの実施を決定いたしました。本売出しを通じて当社株式の流動性を向上させることに加え、当社の中長期的な成長戦略をご理解・ご支援いただける幅広い層の個人投資家の方々に当社株式を保有いただくことで、株価の安定と資本コストの低減を図り、更なる企業価値向上を目指してまいります。

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本売出しに関しては、法令に従い、目論見書は作成されておりません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

- | | |
|---|---|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 14,137,200 株 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 株式会社八十二長野銀行 6,456,400 株 株式会社みずほ銀行 3,648,500 株 三菱UFJ信託銀行株式会社 1,916,400 株 農林中央金庫 1,000,000 株 東京海上日動火災保険株式会社 615,900 株 損害保険ジャパン株式会社 500,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年3月16日(月)から2026年3月18日(水)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値。以下「直近終値」という。）に0.95～0.97を乗じた価格（当該価格が3,000円超の場合は1円単位として1円未満の額を切り捨て、3,000円以下の場合は0.5円単位として0.5円未満の額を切捨てる。）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。ただし、外的要因（社会・経済事情の激変等）により当社普通株式の価格に大幅な変動が生じた場合は、直近終値に0.90を乗じた価格を下限に売出価格を決定する。） |
| (4) 売 出 方 法 | みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。 本売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定以降、売出価格等決定日の翌営業日午前8時40分まで。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の3営業日後の日。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 新村 達也に一任する。 | |

<ご参考>

1. ロックアップについて

本売出しに関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、本売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換もしくは交換されうる有価証券または当社普通株式を取得もしくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

2. 安定操作取引について

本売出しに関する安定操作取引は行いません。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本売出しに関しては、法令に従い、目論見書は作成されておりません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。